

件名

銀行持株会社に係る持株レバレッジ比率の算出における日本銀行に対する預け金の不算入に関する件

○金融庁告示第 号

銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第十二号）第六条第六項の規定に基づき、日本銀行に対する預け金の額は、同告示第五条第一号に掲げる額に算入しないものとし、令和六年四月一日から適用する。

令和四年 月 日

金融庁長官 中島 淳一